

第16表 個別事件数

(件)

年次	区分	前年繰越件数	新規件数	係属件数	終結件数
H13-25			423	423	421
26		2	26	28	27
27		1	24	25	24
28		1	22	23	21
29		2	18	20	17
30		3	21	24	23
31・元		1	36	37	32
計			570		565

平成31年及び令和元年における係属事件は37件(前年繰越事件1件、新規事件36件)で、このうち32件が終結し、5件が翌年に繰り越された。

なお、平成13年10月の制度運用開始以降、令和元年までの各年の新規事件の累計件数は570件となった。

第17表 申請者の労使別、雇用形態別、申請経路別件数

(件)

年次	区分	申請 総件数	申請者		雇用形態				申請経路		
			労働者	使用者	正社員	契約社員	パート労働	その他	振興局	直接	その他
H13-25		423	421	2	237	74	106	6	146	84	193(20)
26		26	26		21	3	1	1		6	20(12)
27		24	23	1	15	2	6	1		6	18(11)
28		22	21	1	15	2	5			10	12(1)
29		18	17	1	11	3	3	1		4	14(0)
30		21	20	1	11	6		4		3	18(0)
31・元		36	36		26	2	6	2		3	33(13)

(注) 申請経路の「その他」欄の括弧書きは社会保険労務士を介した申請件数で内数。

新規事件36件の申請者区分をみると、36件全てが「労働者」からの申請であり、「使用者」からの申請はなかった。また、あっせん事件の当事者となった労働者の雇用形態をみると、「正社員」が26件で、全体の70%以上を占めた。

申請経路をみると、申請者が「直接」申請したものが前年と同数で3件、「その他」が33件で、前年に比べ15件増加した。また、「その他」のうち、13件が社会保険労務士を介した申請であった。